

判例研究 責任能力(最高裁判所平成 20 年 4 月 25 日第二小法廷判決)

・事実の概要

被告人 X は、統合失調症によると思われる幻視・幻聴が続く中で、以前働いていた塗装店の経営者 A(当時 62 歳)に対して憤りを覚えるに至り、上記塗装店に向き、A に対して、同店内及び同店前の路上において、その顔面および頭部を手拳で殴打する暴行を加え、同人を約 1 週間後に搬送先の病院において外傷性蜘蛛膜下出血により死亡させた。

捜査段階において簡易鑑定たる佐藤鑑定及び保崎意見、第 1 審段階においては坂口鑑定、そして第 2 審段階においては深津鑑定という 4 名の精神科医の所見が証拠として取り調べられた。

第 1 審判決(東京地裁平 16.10.29)は、坂口鑑定に依拠し、被告人は犯行当時心神喪失状態にあったとして無罪を言い渡した。しかし、第 2 審判決(東京高裁平 18.3.23)は、1 審段階での坂口鑑定、及び再度心神喪失を志向するものであった深津鑑定を信用できないものとして排斥し、被告人は心神耗弱状態にあったと認定して、1 審判決を破棄、懲役 3 年の実刑判決を下した。被告人上告。

・判旨

1. 責任能力判断の前提となる生物学的要素である精神障害の有無及び程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度について、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合には、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりするなど、これを採用し得ない合理的な事情が認められるのでない限り、裁判所は、その意見を十分に尊重して認定すべきである。
2. 統合失調症の幻覚妄想下の強い影響下で行われた本件傷害致死の行為はについて、それが犯罪であることを認識し、後に自首しているなど、一般には正常な判断能力を備えていたことを窺わせる事情があるからといって、そのことのみによって、その行為当時、被告人が心神喪失ではなく、心神耗弱にとどまっていたと認めることは困難である。

・検討

1. 39 条における「心神喪失」とは、精神の障害によって事物の理非善悪を弁識する能力又はこの弁識に従った行動制御能力を欠如する場合であり、「心神耗弱」とは、精神の障害によって上記事理弁識能力又は行動制御能力が著しく減退した状態をいい(大判昭和 6・12・3 刑集 10 巻 682 頁)、所謂「混合的方法」を採用して、精神の障害という生物学的要素と事理弁識能力及び行動制御能力という心理学的要素の両者によって責任能力が判断される。とりわけ精神の障害という生物学的要素の認定は、専門家たる精神医学者の知識と経験によらなければ困難であるから、その判断資料を得るために精神鑑定が行われることが多い。
2. 過去の判例によれば、責任能力判断に必ずしも鑑定は必要ではなく(最判昭和 23・11・17 刑集 2 巻 12 号 1588 頁)、また鑑定によって拘束されるものではない(最決昭和 33・2・11 刑集 12 巻 2 号 168 頁)。更に、責任能力判断は法律判断であり、その前提となる生物学的及び心理学的要素についても上記法律判断との関係で究極的には裁判所の評価に委ねられるべき問題であることを明らかにした(最決昭和 58・9・13 判時 1100 巻 156 頁)。
3. もっとも、精神の障害の有無・程度という生物学的要素の認定に関しては、その診断が臨床精神医学の本分であることを考えれば、鑑定の前提条件に問題があるというような場合を除き、原則としてその意見は十分に尊重されるべきである。また、証拠の証明力の評価は経験則と論理法則に従ってなされるべきであるから、専門家が経験科学的・臨床的に述べる精神鑑定の意見を採用しない場合には、それだけの合理的な根拠が必要であることは当然である。

加えて、心理学的要素の認定に関して、鑑定意見中に精神の障害の有無・程度にとどまらず事理弁識能力及び行動制御能力の有無・程度そのものについての意見が含まれることは稀ではない。これは法的判断事項であるものの、経験科学的に実証可能なものとして鑑定の対象に馴染むから、そのような鑑定意見も十分に尊重されるべきであると考えられる。

本判決は、判旨 1 において、生物学的要素の有無・程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度について、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりするなど、これを採用し得ない合理的な事情が認められるのでない限り、裁判所は、専門家たる精神医学者の意見を十分に尊重して認定すべきとして、上記のことを確認したものであるといえる。

以上